

感染防止対策における対応ガイドライン

参考:厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>

会員本人、または同居されるご家族が体調不良の場合は大事を取ってお休みしましょう

「うつさない」「もらわない」

【1】本人(会員)が体調不良の場合

《37.5℃以上の発熱がある・新型コロナウイルス感染の疑いに当てはまる症状がある》

- * 医療機関を受診していない→**14日以上**の参加自粛
- * 医療機関で新型コロナウイルスの可能性は低いと診断(※)→**7日以上**の参加自粛
- * 医療機関で新型コロナウイルス以外の疾病と診断→**医師の指示に準ずる**
- * PCR検査を行ない陰性だった→**7日以上**の参加自粛
- * PCR検査を行ない陽性だった→**14日以上**の参加自粛

《体温37.5℃未満・新型コロナウイルス感染の疑いに当てはまる症状がある》

- * 比較的症状が軽く、4日以上継続していない(※)→**4日以上**の参加自粛
- * 症状が4日以上継続したが医療機関を受診していない→**7日以上**の参加自粛
- * 医療機関で新型コロナウイルスの可能性は低いと診断(※)→**4日以上**の参加自粛
- * 医療機関で新型コロナウイルス以外の疾病と診断→**医師の指示に準ずる**
- * PCR検査を行ない陰性だった→**7日以上**の参加自粛
- * PCR検査を行ない陽性だった→**14日以上**の参加自粛

【2】同居するご家族が体調不良の場合

《37.5℃以上の発熱がある・新型コロナウイルス感染の疑いに当てはまる症状がある》

- * 医療機関で新型コロナウイルスの可能性は低いと診断(※)→**4日以上**の参加自粛
- * 医療機関を受診していない→**7日以上**の参加自粛
- * 医療機関で新型コロナウイルス以外の疾病と診断→**医師の指示に準ずる**
- * PCR検査を行ない陰性だった→**7日以上**の参加自粛
- * PCR検査を行ない陽性だった→**14日以上**の参加自粛

《体温37.5℃未満・新型コロナウイルス感染の疑いに当てはまる症状がある》

- * 比較的症状が軽く、4日以上継続していない(※)→**4日以上**の参加自粛
- * 症状が4日以上継続したが医療機関を受診していない→**7日以上**の参加自粛
- * 医療機関で新型コロナウイルスの可能性は低いと診断(※)→**4日以上**の参加自粛
- * 医療機関で新型コロナウイルス以外の疾病と診断→**医師の指示に準ずる**
- * PCR検査を行ない陰性だった→**7日以上**の参加自粛
- * PCR検査を行ない陽性だった→**14日以上**の参加自粛

【補足説明】

「比較的症状が軽く、4日以上継続していない」

- * 微熱(～37.4℃程度)や比較的軽い風邪の症状が出たが、4日以上継続せずに回復した場合を指します。

「医療機関で新型コロナウイルスの可能性は低いと診断」

- * 医師から(検査は行なっていないが、恐らく)コロナではないだろうという主旨の診断を受けた場合を指します(季節性の風邪等)。

「4日以上」

- * 薬を服用していない状態で解熱及び症状消失した初日を1日目と数えて4日以上経過していること

「7日以上」

- * 発症日を1日目と数えて7日目まで自粛、8日目で降復帰可能
- * 尚且つ、薬を服用していない状態で解熱及び症状消失した初日を1日目と数えて4日以上経過していること

「14日以上」

- * 発症日を1日目と数えて14日目まで自粛、15日目で降復帰可能
- * 尚且つ、薬を服用していない状態で解熱及び症状消失した初日を1日目と数えて4日以上経過していること